川崎市立高等学校の入学選考料・入学料の納付方法について

令和6年度川崎市立高等学校入学者選抜の共通選抜について、インターネット出願システムによる出願が導入されることから、募集区分により入学選考料及び入学料の納付方法が異なりますので御注意ください。

1 共通選抜(全日制・定時制)

(1) 入学選考料

インターネット出願システムでの出願時に、オンライン決済によりお支払いください。

※入学選考料支払後、在学中学校長が志願情報の承認を募集期限(令和6年1月31日正午)まで に終える必要があるため、期限前日(1月30日)までに支払を完了するようにしてください。

(2) 入学料

入学先高等学校が指定する日までに、インターネット出願システムのオンライン決済によりお支払いください。

※上記(1)(2)についてオンライン決済が困難な場合は志願先高等学校で現金納付することもできます。

2 定通分割選抜 (定時制 (夜間))

(1) 入学選考料

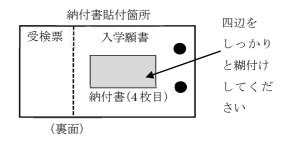
「川崎市立高校(定時制)用 令和6年度高等学校入学選考料」の納付書を用いて、金融機関の窓口で納付してください。納付書は志願先高等学校の窓口で受け取るか、川崎市立中学校に在籍の方は中学校、川崎市立以外の中学校に在学中の方は居住地の教育委員会まで請求してください。 (納付方法)

ア 納付書1枚目の「納人」欄に、志願者の住所・電話番号・氏名・中学校名を記入してください。



- ※記入に当たっては必ず黒か青のボールペンを使用し、鉛筆等の消える筆記具は使用しないでください。また、修正する場合は二本線で削除し余白に正しい記載をしてください(修正液の使用は不可)。4枚複写のため、筆圧を強めに記入してください。
- イ 納付書の裏面に記入されている金融機関の窓口で、記入済みの納付書を添えて納付期間内に納付してください。その際、金融機関から「納付書・領収書」と「収入済証明書」(納付書の3・4 枚目)が交付されますので、必ず受け取ってください。

ウ 「納付書・領収書」(3枚目)は各自保管、「収入 済証明書」(4枚目)は願書の裏面に糊付けし、志願 する高等学校へ提出してください。



注意事項

- a 県立高等学校を受検する場合は、納付書が異なります。また、横浜市立又は横須賀市立高等 学校を受検する場合は、各自で志望校に納付方法をお問い合わせください。
- b 次の場合は、入学願書提出時に志願先高等学校の窓口で現金により納付してください。
- (a) 定通分割選抜の志願変更期間中に県立又は川崎以外の市立高等学校から川崎市立高等学校 へ志願変更し、川崎市立高等学校の入学選考料を納付する場合
- (b) 収入済証明書を紛失又は願書に貼付し忘れた場合(募集期間終了日から10日以内に返還手続をしていただければ、二重に支払った分を後でお返しします)
- (c) 出願期間の最終日で、金融機関が閉店しており納付書で支払うことができない場合

(2) 入学料

合格者に交付する入学手続書類に同封された納付書の1枚目「納人」欄に、志願者の住所・電話番号・氏名・入学高等学校名を黒か青のボールペンで記載し、金融機関の窓口で入学料を納付の上、収入済通知書(納付書の4枚目)を入学手続書類の中にある入学料収入済証明書貼付台紙に糊付けして、入学手続時に入学先高等学校へ提出してください。

なお、「収入済通知書」を紛失した、又は入学料収入済証明書貼付台紙に貼り付けるのを忘れた場合は、入学手続時に入学料を改めて現金で納付していただきますが、入学手続日から10日以内に入学料の返還手続を行っていただければ、二重に支払った入学料をお返しします。請求方法は別紙「川崎市立高等学校の入学選考料・入学料の返還手続」を御覧ください。

3 二次募集(全日制・定時制(昼間部))

(1) 入学選考料

入学願書提出時に、志願先高等学校の窓口で現金により納付してください。

(2) 入学料

入学手続時に、入学先高等学校の窓口で現金により納付してください。

4 志願変更をする場合

志願変更期間中に志願先を変更する場合、原則として変更先の高等学校の入学選考料を改めて納付いただきます。既に納付した入学選考料はお返ししません。ただし、川崎市立高等学校の全日制から全日制へ、又は定時制から定時制へ志願変更する場合は、再度入学選考料を支払う必要はありません。川崎市立高等学校の定時制から全日制へ志願変更する場合は、入学選考料の差額(1,250 円)をお支払いいただきます。全日制から定時制へ志願変更する場合は差額をお返ししませんので御了承ください。

5 入学選考料及び入学料の免除

生活保護を受けている方、保護者が災害、傷病、失業等により生活に困窮されている方に対して、入学選考料及び入学料を免除する制度があります。詳しくは別紙「川崎市立高等学校の入学選 考料・入学料の免除申請について」を御覧ください。

> <問合せ先> 〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 川崎市教育委員会事務局総務部学事課 Tat 044-200-3269

川崎市立高等学校の 入学選考料・入学料の免除申請について

保護者が生活保護を受けている、保護者が災害、傷病、失業等により生活に困窮している方について、「入学選考料」及び「入学料」の免除申請により、認定となった場合は免除となります。 ※申請期間等は選考区分により異なりますので御注意ください。

1 申請期間等

(1) 共通選抜(全日制・定時制)

令和5年12月1日(金)から令和6年1月31日(水)まで

- ① 令和5年12月1日(金)から12月22日(金)までに入学選考料・入学料の免除を申請した方が申請内容に不備等がなく免除の決定となった場合、入学選考料を納付することなく出願手続が行えます。入学料についても、入学手続時に納付する必要はありません。
- ② 令和5年12月23日(土)から令和6年1月31日(水)までに申請した方は、入学 選考料は出願手続時に、入学料は入学手続時に一旦納付いただき、免除決定後に還付しま す。なお、インターネット出願システムから納付した場合に別途かかるシステム利用料に ついては還付できませんので御了承ください(志願先の高等学校で現金納付する場合は、 システム利用料はかかりません)。

(2) 定通分割選抜(定時制(夜間))

令和6年3月5日(火)から3月6日(水)まで

入学選考料は出願時に、入学料は入学手続時に一旦納付いただき、免除決定後還付します。

(3) 二次募集(全日制・定時制(昼間部))

令和6年3月1日(金)から3月4日(月)まで

入学選考料は出願時に、入学料は入学手続時に一旦納付いただき、免除決定後還付します。

2 入学料の免除申請

上記1の申請期間後は、各選抜区分の合格発表後から**入学手続日(志願先高等学校により異なります)までの期間に入学料の免除申請をすることができます**。この場合、いずれの選抜区分も入学料は入学手続時に一旦納付いただき、免除決定後に還付します。なお、共通選抜の入学料納付においてインターネット出願システムから納付した場合に別途かかるシステム利用料については還付できませんので御了承ください(入学先の高等学校で現金納付する場合は、システム利用料はかかりません)。

3 申請方法

スマートフォン、タブレット、PC 等から e-KAWASAKI(オンライン手続かわさき)にログインして申請していただきます。

※e-KAWASAKI のアカウント登録が必要です。

詳細は以下のホームページを御覧ください。e-KAWASAKI の申請ページへのリンクも下記ホームページ内にございます。

「川崎市立高等学校の入学選考料及び入学料の免除について」 https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000145706.html

※e-KAWASAKI で申請できない場合は紙の申請書及び口座振込依頼書(上記ホームページからダウンロード可能です)に必要事項を記入して申請期間内に志願先高等学校へ提出してください(郵送の場合消印有効)。定通分割選抜及び二次募集の場合は、願書を志願先高等学校へ提出する際に併せて提出してください。入学料のみ免除申請を行う場合は、入学手続時に提出してください。

4 手続方法

(1) e-KAWASAKI (オンライン手続かわさき) にログイン

e-KAWASAKI の個人用アカウントをお持ちでない方は、新規登録を行ってください。

(2)必要な情報を入力

入力フォームに沿って必要事項を入力又は選択してください。受検学校名(受検する川崎 市立高等学校)が免除の申請先になりますので、特に全日制と定時制を間違えないよう御注 意ください。

(3)申請理由に応じた書類を添付

必要な書類は、上記ホームページ「川崎市立高等学校の入学選考料及び入学料の免除について」の「川崎市立高等学校の授業料等及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料の免除申請基準」を御覧ください。書類はスマートフォン等のカメラで撮影するかスキャナで読み込む等した画像又は pdf ファイルを添付してください。画像が不鮮明な場合は申請を差し戻すことがありますので、記載内容が読み取れるか確認のうえ添付してください。

(申請理由と添付する書類の例)

申請理由	添付する書類
生活保護を受給している	被保護証明書(申請者と生徒の名前が記載されてい
	るもの)
児童扶養手当を受給している	児童扶養手当証書(受給者と期限が確認できるもの)
生活福祉資金の貸付を受けている	貸付証書
非課税世帯である	現年度の非課税証明書(世帯全員が非課税であるこ
	とが分かるもの)
生活に困窮している(所得が低い)	課税証明書など所得を証明する書類(世帯員のうち
	所得がある人全員分) など

(4) 還付先口座情報の入力

上記1(1)①の場合を除き、入学選考料等を一旦納付いただいた後に還付することから、還付先の口座情報について入力フォームに必要事項を入力のうえ、預金通帳の口座番号及び口座名義が確認できるページを撮影した画像等を添付してください。

(5) 入学選考料等の領収書の添付

既に入学選考料等を納付済みの場合は、納付書の控え又は領収書の画像データ等を添付してください。まだ支払っていない場合やオンライン決済で納付した場合は添付不要です。

(6) 内容を確認後申請

(7) その他

入力内容や添付書類に不備があると申請を差し戻すことがあります(e-KAWASAKI に登録したアドレス宛てにメールが届きます)。差し戻された場合は指示に従って修正のうえ、再提出してください。申請状況については e-KAWASAKI のマイページから確認可能です。

審査の結果、免除許可された方には、志願先高等学校等を経由して「免除許可書」を交付 します。出願期限までに免除許可書が届かない場合は、一旦入学選考料を納付してください。

5 免除申請後に志願変更をした場合

入学選考料等の免除申請後、川崎市立高校から川崎市立高校へ志願変更した場合は、下記問合せ先までお問い合わせください。

川崎市立以外の高校への志願変更や、川崎市立以外の高校から川崎市立の高校への志願変更の場合は、改めて免除申請が必要です(川崎市立以外への免除申請方法は志願変更先の高校にお問合せください)。

<問合せ先> 〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 川崎市教育委員会事務局総務部学事課 Tm044-200-3269

川崎市立高等学校「入学選考料」及び「入学料」の免除申請取扱い日程表 令和6年度

10. 牧牛昭、		建考料免 [入学選考料免除申請受付期間	募集期間	# % 44 \	入学粉免除申請期間
速抜俚別			募集期間前に免除決定となる 申請期間(目安)※1	(願書受付)	ට 恰先衣	(紙申請は高等学校へ提出)
共通選抜 (全•定)	$ 12/1(金) \sim 1/31(水)$	′31(ૠ)	12/1(金) ~ 12/22(金)	~ 12/22(金) $1/24(水) \sim 1/31(水)$	(AL)06/6	2/28(水)~各高等学校 1 尚千姓之明
志願変更(全)※3 (全·定)	2/5(月) ~	2/7(7K)		$2/5(B) \sim 2/7(K)$	(\(\)(\)(\)(\)(\)(\)(\)(\)(\)(\)(\)(\)(\	三年25年十十八 ※2
二次募集 (全•定(昼間部))	$\begin{vmatrix} 3/1(£) & \sim & 3, \end{vmatrix}$	3/4(月)		3/1($ ($ $ ($ $ ($ $ ($ $ ($ $ ($ $ ($ $ ($ $ ($	(4/2)61/6	3/13(水)~各高等学校
二次募集志願変更※3 (全·定(昼間部))	$3/5(\mathcal{N})$ ~	3/6(水)		$3/5(4) \sim 3/6(4)$	3/13(/JV)	入学手続き期間
定通分割選拔	$3/5(\sqrt{k}) \sim 3$	3/6(水)		$3/5(4) \sim 3/6(4)$	9/91(*)	3/21(木)~各高等学校
志願変更(定)※3		3/7(木)		3/7(木)	3/ Z1(/ \)	入学手続き期間

共通選抜において目安期間内に免除申請をいただき、申請内容に不備等がない場合には、募集期間前に免除許可書を送付しますので、入学選考料を支払 うことなく顧書提出の手続きをすることができます。目安期間外、又は二次募集、定通分割における免除申請については、一度入学選考料及び入学料(入学 となった場合)について、一度お支払いいただき免除の決定後に返還(還付)いたします。

共通選抜において目安期間内に免除申請をいただき、申請内容に不備等がない場合には、入学料についても免除許可となりますので、入学料を支払うこと なく入学手続きをすることができます。 % %

志願変更の際の入学選考料免除申請については、川崎市立以外の公立(県立など)から川崎市立へ変更した場合のみ提出 % % 入学選考料の免除申請について、紙による申請を行う場合の提出書類一式は、受検する高等学校へ持参(手渡し)するか、郵送してください(消印日有効:郵送 料は自己負担)。

なお、期日間際に通常郵便により郵送し、消印が不明瞭な場合は、受付対象外となる場合がありますので、早めの郵送をお願いします。やむを得ず期日間際に 提出される場合は、発送日を明確にするため特定記録または簡易書留を推奨します。また、申請書類の不着等については、責任を負いかねますので御了承くだ